

日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心な教育旅行を推進するため、教育旅行中における新型コロナウイルス感染症の感染又は感染疑いにより生じた児童生徒の緊急的な帰宅に要する経費及びそれに伴う児童生徒の受入れ施設の消毒に要する経費の一部を補助する日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金（以下「補助金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 教育旅行 学習指導要領に定める学校行事で遠足・集団宿泊的行事又は旅行・集団宿泊的行事のうち、宿泊を伴うものをいう。
- (2) 小中学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
- (3) 高等学校 学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部をいう。
- (4) 貸切バス 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (5) タクシー 道路運送法第4条第1項の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (6) 市内宿泊事業者 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受け、市内で旅館業を営む事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内で教育旅行を実施する市外の小中学校
- (2) 市外で教育旅行を実施する市内の小中学校及び高等学校
- (3) 小中学校の教育旅行を受け入れた市内宿泊事業者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる教育旅行の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号及び第2号に掲げる補助対象者が実施する教育旅行において、次のいずれかに該当する者が保健所の助言・指示に基づき、感染症対策を講じた上で旅程を変更して緊急的に居住地へ帰宅する事業
 - ア 教育旅行の旅程中に、具合が悪くなった児童生徒
 - イ 教育旅行の旅程中に、新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した児童生徒又は引率者が発生した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある他の児童生徒
 - ウ 教育旅行の旅程中に同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒
- (2) 第3条第3号に掲げる補助対象者が、同条第1号に掲げる補助対象者が実施する教育旅行を受け入れ、滞在中又は滞在した児童生徒の新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合、その児童生徒が滞在した部屋の消毒等を実施する事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる補助対象事業に要した経費であって、次の各号いずれかに該当する経費とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。
 - ア 具合が悪くなった又は濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒が公共交通機関、貸切バス及びタクシーを利用して宿泊施設から通学する学校へ移動する際の交通費
 - イ 保護者等が自家用車により具合が悪くなった又は濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒を送迎する際の宿泊施設と通学する学校の往復分の交通費

- (2) 前条第2号に掲げる補助対象事業に要した経費
- 2 前項第1号に掲げる交通費は、経済的な通常の経路及び方法によるものとし、次の各号に定める算出方法とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から次の各号に定める算出方法により難しい場合で、市長が特に必要と認めたときは、その現に利用した経路及び方法によって算出する。
- (1) 鉄道 普通座席の利用に係る運賃とする。ただし、乗車区間が片道50キロメートル以上の場合は急行料金を、片道100キロメートル以上の場合は特急料金を含む。
- (2) 航空機 最下級の利用に係る運賃とする。
- (3) 貸切バス及びタクシー 実際に要した経費とする。
- (4) 自家用車 移動距離1キロメートルにつき37円を乗じた額とする。ただし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 この補助金以外の助成や補償を受けた経費又は受けようとする経費は対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金は、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

- (1) 前条第1項第1号アに要する経費に対する補助金にあつては、補助対象事業の対象児童生徒数に10,000円を乗じて得た額又は実際に要した経費の合計額のいずれか少ない額とする。
- (2) 前条第1項第1号イに要する経費に対する補助金にあつては、補助対象事業の対象児童生徒数に10,000円を乗じて得た額又は実際に要した経費(ただし、同条第2項に基づき計算した補助対象経費に限る。)に2を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。
- (3) 前条第1項第2号に要する経費に対する補助金にあつては、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した児童生徒が滞在した部屋数に10,000円を乗じて得た額とする。
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる補助金は、1校につき400,000円を限度とし、前項第3号に掲げる補助金は1事業者につき100,000円を限度とする。

(事前協議)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、次条の規定による申請をする前に、

第3条から前条までに規定する事項その他市長が必要と認める事項について市長と日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金事前協議書（様式第1号）による事前協議を行うものとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）教育旅行の日程表
- （2）補助対象事業に要した経費の内訳書（様式第3号）
- （3）補助対象事業に要した経費の支払額が分かる書類
- （4）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

日光市長 様

申請者 住所又は所在地
 名称及び
 代表者氏名
 電話番号

令和4年度日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金事前協議書

日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金交付要綱第8条の規定により事前協議書を提出します。

教育旅行実施学校名	
教育旅行実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
対象事業の実施予定日 (帰宅日・滞日)	年 月 日
補助対象事業を 実施するに至った経過	<input type="checkbox"/> 具合が悪くなった児童生徒が発生した場合 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した児童生徒又は引率者の濃厚接触者に該当 <input type="checkbox"/> 同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明し、その濃厚接触者に該当 <input type="checkbox"/> 市内宿泊事業者において、教育旅行で滞在中又は滞在した児童生徒の新型コロナウイルス感染症の陽性が判明
対象生徒数 又は対象部屋数	人 部屋
帰宅の経路及び方法	
他保険への加入の有無 及び使用予定	加入状況 有 ・ 無
	使用予定 有 ・ 無

日光市長 様

申請者 住所又は所在地
名称及び
代表者氏名
電話番号

㊟

令和4年度日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金交付申請書兼請求書

日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金を交付されるよう、日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請を兼ねて請求します。

1 申請額

金額	円
----	---

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号 (右づめ)	
ゆうちょ銀行	店番	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- (1) 教育旅行の日程表
- (2) 補助対象事業に要した経費の内訳書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業に要した経費の支払額が分かる書類（領収書等）※市内宿泊事業者は不要
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第9条関係）

令和4年度日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金申請に係る補助対象事業に要した経費の内訳書

1 帰宅支援事業（学校の場合）

(1) 経路

出発地 (宿泊施設)	名称
	住所
経路	
帰着地 (学校)	名称
	住所

(2) 実際に要した経費

移動手段	実際に要した経費	備考
①鉄道	円	
②航空機	円	
③貸切バス	円	
④タクシー	円	
⑤自家用車	片道 () km × 37円 × 2 = 円	保護者等による送迎の往復分
①～⑤の合計額	円 (ア)	

(3) 補助限度額

補助対象事業の生徒数による限度額	() 人 × 10,000円 = 円 (イ)
1校当たりの限度額	400,000円 (ウ)

注 補助金交付申請書（様式第2号）の交付申請額には、ア、イ、ウのいずれか少ない額を記入

2 宿泊事業者支援事業（市内宿泊事業者の場合）

陽性が判明した児童生徒数	人
陽性者が滞在した部屋数	部屋
補助申請額	円 (上限100,000円) (10,000円 × 部屋 = 円)

※ 申請者が学校の場合は1、市内宿泊事業者の場合は2に記載